

川越市教育委員会第11回定例会会議録

- 1 会議の場所 川越市教育委員会 教育委員会室
- 2 開 会 平成30年12月27日 午後3時40分
- 3 閉 会 平成30年12月27日 午後4時30分
- 4 教育長並びに出席した委員 新保正俊、梶川牧子、長谷川 均、長井良憲、黒田弘美
- 5 欠席委員 なし
- 6 教育長の職務を行った者 教育長新保正俊
- 7 説明のため出席した者 教育総務部長中沢雅生、学校教育部長福島正美、教育総務部副部長兼教育財務課長松本和弘、学校教育部副部長兼教育指導課長中野浩義、教育総務部参事兼中央公民館長久津間義雄、教育総務部参事兼博物館長田中 信、学校教育部参事兼学校管理課長内野博紀、学校教育部参事兼教育センター所長横山敦子、教育総務課長若林昭彦、地域教育支援課長福井康司、文化財保護課長田中敦子、中央図書館長内田修弘、学校給食課長鈴木勝行、市立川越高等学校事務長松本陽介

8 前回会議録の承認

平成30年度第7回定例会会議録を承認した。なお、平成30年度第8回定例会、第9回定例会及び第10回定例会会議録については、現在、調整中であり、次回会議において承認することになった。

9 議題及び議事の概要

日程第1議案第31号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

学校給食課長

学校給食費の納付及びこれに対する遅延損害金等に関し、本市が民事訴訟法第383条第1項の規定により行った支払督促の申立てに対し、相手方から同法第386条第2項により督促異議の申立てがあり、訴えの提起について地方自治法第96条第1項第12号の規定により、平成30年川越市議会第5回定例会に上程したものである。本来、平成30年川越市議会第5回定例会前に、教育委員会会議の議決により決裁しなければならない事項であるが、緊急に処理する必要があるため、かつ、教育委員会を招集するいとまがなかったため、川越市教育委員会事務委任規則第4条の規定により、教育長が臨時に代理したものを、同規則第5条第2号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものである。

委 員

同様のことが想定される対象者は何人いるのか伺いたい。

学校給食課長

誠意が認められない滞納者の中から、居所が明確である、簡易裁判所管内に住所がある、などの条件を基に6名を抽出し、財政部収納対策課に事務を移管した。その6名について同課が実施した最終催告に対し、応答のなかった3名に対する支払督促を簡易裁判所に申し立てたところ、1名から異議の申立てがあったものである。滞納者の状況は変わるため、現時点で具体的な人数を回答するのは困難である。

委員

滞納額ではなく、滞納となっている状況等を勘案し、法的手段に移行するということが確認したい。

学校給食課長

これまでの経緯を考慮し、判断している。今回の相手方に対しては、規定された督促を実施した後、催告書を10回送付、電話催告は26回、家庭訪問は4回、実施してきた。相手方は、面談できた際には支払を約束するものの実行には至らなかったため、支払督促を申し立てたものである。

委員

給食費の未納が起こる理由について事務局の考えを伺いたい。

学校給食課長

経済的な理由については、生活保護や就学援助の制度を案内するが、そこに該当しない、生活困窮者がいる。光熱水費等は未納が続くと生活に支障がでるが、学校給食費は未納でも児童生徒に給食が出ないということにはならないため、保護者にとって優先順位が低い。学校給食費について保護者の意識が希薄であるという調査結果もある。

委員

督促など、未納となってからの対策となりがちであるが、まず未納者を出さない、未然に防ぐことが重要であると考えている。学校給食費未納の問題について、全保護者が認識していると思うか、伺いたい。

学校給食課長

全保護者が認識しているとは考えにくい。

委員

なぜ未納となるのか、まず原因を分析して、未然防止に有効な手段を検討してもらいたい。

学校教育部長

滞納者への対応について、学校は、在籍児童生徒に知られないように配慮しながら行っている。給食費を払わないからといって給食を食べさせないということもないため、未納者は増える、という一面もある。今回、支払督促という法的措置を講じたことは、給食費未納の防止につながるのではないかと考える。また、相手方の

異議申立てにより市議会への上程が必要となり、多くの人に認識されることとなったため、今まで未納だった保護者への意識付けになると考えている。

委員

給食費を払わなかったらこうなる、ということを全保護者が共有していないと抑止にはならない。給食費の納付について啓発するなど、全体に対してどのように働きかけるか、という側面が重要である。

教育長

全保護者の意識を高める方法について検討してもらいたい。

委員

支払督促に対する異議申立てであるが、異議とはどのようなものか伺いたい。

学校給食課長

支払督促については、滞納額と、一括での支払について裁判所から示される。一括納付は困難なため分割で納付したい、という払い方についての申立ても異議となるものである。

(全員異議なく原案どおり決定)

日程第2議案第32号 川越市社会教育委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第3議案第33号 川越市立図書館協議会委員を委嘱することについて

(非公開)

日程第4議案34号 教育委員会の決裁権限を教育長が臨時に代理したことの承認を求めることについて

教育総務課長

本議案は、平成30年川越市議会第5回定例会に追加議案として上程した平成30年度一般会計補正予算のうち、緊急に処理する必要があり、かつ、教育委員会を招集するいとまがなかったため、川越市教育委員会事務委任規則第4条の規定により教育長が臨時に代理したものを同規則第5条第2号の規定に基づき、教育委員会の承認を求めるものである。

なお、給与改定の内容については、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告を踏まえ、給料表の改定率を平均0.2パーセント及び勤勉手当を0.05月分引き上げたものである。以上により、平成30年度予算の教育費における歳出合計を522万7,000円増額し、133億4,846万3,000円としようとするものである。

委員

教員も対象となっているのか確認したい。

教育総務課長

教員は県の職員であるため、該当しない。

委員

勤勉手当の内容について伺いたい。

教育総務部長

人事評価等の能力給である。

(全員異議なく原案どおり決定)

10 報告事項

(1) 教育広報「市教委だより」の廃刊について

教育総務課長

「市教委だより」については、教育に関する取組を児童生徒及び保護者に情報提供することを目的に、昭和63年7月に創刊したものである。創刊から30年余りが経過し、近年のICT技術の急速な進展、情報提供方法の多様化、児童生徒の家庭におけるICT環境の普及など、紙媒体によらない情報提供が可能となっているのが現状である。また、本年5月に、財政部財政課から予算編成に向けた見直し対象事業として挙げられたほか、事務事業評価においても見直しが必要な事業であるとみなされたことから、「市教委だより」のあり方について検討する必要性が生じた。そこで今後のあり方、情報提供の方法などについて、教育総務課及び市教委だより編集会議のなかで検討を重ねた結果、平成30年度をもって廃刊しようとするものである。廃刊後の情報提供の方法については、教育委員会のホームページを活用していく。児童生徒、保護者、市民に周知する必要がある情報については、ホームページに掲載するとともに、広報川越を活用するなど、各種媒体を活用しながら対応していく。なお、現在掲載中の教育相談Q&A、子どもが参加できる各種講座などのシリーズ記事については、ホームページに掲載する。教育相談Q&Aは過去の記事も選別して掲載したいと考えている。

委員

廃刊後の情報提供方法について、ホームページに掲載するとのことであるが、紙媒体を必要としなかった人たちがホームページをどのくらい見るのか疑問である。

各学校のPTAの広報紙を活用することも検討してはどうかと考える。

教育総務課長

ホームページのアクセス数の確認などを行い、学校等と相談しながら検討していきたい。

教育総務部長

ホームページの更新の際に、新着情報としてトップページに掲載するなどの工夫も有効であると考えます。

委員

本市PTA連合会の広報紙についても、活用を一考してもらいたい。

11 その他

- (1) 議事に先立ち教育長から、議案第 3 2 号及び議案第 3 3 号は人事に関する情報であることから、これらの審議に係る会議を公開しないこととする動議が提出され、全出席委員がこの動議に賛成し、当該審議については非公開として取扱うことに決定した。
- (2) 会議録署名委員として、梶川教育長職務代理者、黒田委員が指名された。
- (3) 次回教育委員会は、平成 3 1 年 1 月 2 8 日（月）午後 2 時開催に決定した。